

ホームヘルパーステーション助さん運営規程
(指定訪問介護事業所)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|------|------------------|
| 一 名称 | ホームヘルパーステーション助さん |
| 所在地 | たつの市龍野町堂本260-1 |

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（サービス提供責任者を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 2名以上（内、1名は管理者を兼務）
サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供にあたるものとする。
- ・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込に係る調整をすること。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業との連携に関すること。
 - ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
 - ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- 三 訪問介護員等 介護福祉士3名以上（常勤換算）

2級課程修了者2名以上（常勤換算）
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
（サービス提供時間）午前6時～午後10時
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問介護の内容及び利用料等）

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合とする。

- 一 身体介護
 - 二 生活援助
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 事業の実施地域を超えた地点から、1回 590円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する皆の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（介護保険外サービス）

第7条 介護保険法に定める訪問介護サービスに該当しないサービスを提供する場合は、別途自由契約を交わしサービスを提供する。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、たつの市、太子町（揖保郡）、相生市、姫路市（勝原区・網干区・林田町・太市・西脇・相野）とする。

（虐待の防止等）

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。

- 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理)

- 第12条 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 3 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 当事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき皆を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 当事業所は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 5月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年11月 1日から施行する。
この規程は、平成20年11月11日から施行する。
この規程は、平成23年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成23年11月21日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成24年10月15日から施行する。
この規程は、平成24年11月12日から施行する。
この規程は、平成25年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年10月 1日から施行する。
この規程は、平成30年11月 1日から施行する。
この規程は、令和 1年12月25日から施行する。
この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。